

# 福岡県公報

平成28年8月9日  
第3816号

## 目次

### 告示 (第643号 - 第645号)

- 建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の更新 (建築指導課) ..... 1
  - 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
  - 平成28年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務の委託 (子育て支援課) ..... 2
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 2
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 2
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3
  - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 3

### 海区漁業調整委員会

- ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止 (漁業管理課) ..... 4

## 告示

### 福岡県告示第643号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の23第1項の規定に基づき、指定確認検査機関の指定の更新をしたので、次のとおり公示する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 指定確認検査機関の名称及び住所  
一般財団法人福岡県建築住宅センター  
福岡市中央区天神一丁目1番1号
- 指定の区分  
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令 (平成11年建設省令第13号) 第15条第1号、第2号、第3号、第4号及び第9号から第14号までに掲げる区分
- 業務区域  
福岡県全域
- 確認検査の業務を行う事務所の所在地  
福岡事務所 福岡市中央区天神一丁目1番1号  
北九州事務所 北九州市小倉北区古船場町1番35号  
筑後事務所 久留米市櫛原町59番1  
筑豊事務所 飯塚市吉原町6番1号
- 指定の更新年月日  
平成28年8月1日

### 福岡県告示第644号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

福岡	県道	水城線 下臼井	前	福岡市博多区大井一丁目 4番43先から 福岡市博多区大井一丁目 3番31先まで	7.8 ～ 7.9	23.9
			後	糟屋郡志免町御手洗二丁目 144番1先から 糟屋郡志免町御手洗二丁目 145番先まで	12.0 ～ 12.0	23.9

**福岡県告示第645号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、平成28年度福岡県保育士登録申請手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 委託先 社会福祉法人日本保育協会
- 2 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

**公 告****公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑後市大字西牟田字天堤6353番1、6353番44、6353番45、6353番70、6353番72から  
6353番110まで、6353番112から6353番116まで及び6380番22
- 2 開発許可を受けた者の住所地、名称及び代表者氏名  
筑後市大字西牟田4238番地1  
株式会社クローバーホーム

代表取締役 石井 秀和

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
福津市福間南一丁目1165番2から1165番4まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福津市福間南三丁目1番17号  
森 義隆

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人はき子ども文化ゆめ基金
  - (2) 代表者の氏名  
森山 敦夫
  - (3) 主たる事務所の所在地  
朝倉市杷木古賀1859番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもたちに対して、文化芸術活動を通じて、子どもたちの心身ともに豊かな成長を促すための支援事業を行い、地域文化形成及び文化芸術の振興を通し、公益の増進に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成28年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(旧) 特定非営利活動法人F J Q

(新) 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン九州

(2) 代表者の氏名

吉村 伊織

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市城南区田島一丁目12番34号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、父親の子育てを支援する事業の一環として、男女共同で自主管理する保育園の運営、支援者の養成による男女共同参画事業、子育てに関する講演会・セミナースクールの開催及び調査・研究事業、情報誌・機関紙の発行及びホームページの開設による普及啓発事業を行い、同じ目的を持つ多くの方々の意識を高め連携を図っていくことで、不特定多数の方々の利益を増進し、豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ダイレックス田主丸店
  - (2) 所在地 久留米市田主丸町鷹取466番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 イオンモール福岡楽一免税店
  - (2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字酒殿字苅や田259番 1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年8月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ゆめタウン久留米
  - (2) 所在地 久留米市新合川一丁目39番地 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 海区漁業調整委員会

### 福岡県豊前海区漁業調整委員会指示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法の禁止について、次のとおり指示する。

ただし、当委員会の承認を得た場合、又は福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

平成28年8月9日

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

- 1 指示する内容
  - (1) 禁止する漁法  
ポンプを使用して生ずる水流を利用する漁法
  - (2) 禁止する区域  
福岡県豊前海区海面
- 2 指示期間  
平成28年8月15日から平成33年8月14日まで